

第8章 そ の 他

1 建築確認申請者に対する都市計画法に適合する旨の書面交付（規則第 60 条）

（開発行為又は建築に関する証明書等の交付）

規則第六十条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）又は第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条、第四十三条第一項又は第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事（指定都市等における場合にあつては当該指定都市等の長とし、指定都市等以外の市における場合（法第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合に限る。）にあつては当該市の長とし、法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条又は第四十三条第一項の事務が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により市町村が処理することとされている場合又は法第八十六条の規定により港務局長に委任されている場合にあつては当該市町村の長又は港務局長とする。）に求めることができる。

（開発行為又は建築に関する証明書の交付の申請）

市規制規則第22条 省令第60条の規定により、法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の規定に適合している旨の証明書の交付を受けようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書（様式第23号）を市長に提出しなければならない。この場合においては、第14条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる図書を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請に係る証明をしたときは、開発行為又は建築に関する証明書（様式第24号）を申請者に交付する。

建築基準法は、いわゆる建築確認において、その計画が、都市計画法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条、第43条第1項又は第53条第1項の規定のすべてに適合していることも、確認を受けるべき内容としています。そこで、建築基準法施行規則は、建築確認の申請に当たっては、原則として、その計画が、先の都市計画法の規定に適合していることを証する書面（「適合証明書」といいます。）を添付することとしています。

これを受け、都市計画法施行規則第60条は、建築確認を受けようとする者は、開発許可権者に対し、適合証明書の交付を求めることが出来るとしています。したがって、開発許可権者は、その計画が都市計画法の規定に適合することを確認した場合は、適合証明書を交付しなければなりません。適合証明書の請求手続きや様式については、次表のとおりです。

規則60条証明書に係わる様式一覧			
添付 順序	図表の名称	縮 尺	説 明
1	開発行為又は建築に関する証明書交付申請書	—	〇市規制規則様式第23号
2	敷地位置区域図	1/2500 以上	敷地の位置を示したもの（市規制規則第22条第1項）
3	土地全部事項証明書	—	証明申請日に直近したもの
4	公図の写し	—	証明申請日に直近したもの
5	土地求積図	1/500 以上	
6	建物求積図	—	建築面積、延床面積
7	土地利用計画図	1/500 以上	(1) 各建物等の配置及び特に今回申請を要する部分の表示 (2) 建物の構造を示す（市規制規則第22条第1項）
8	各階平面図及び二面以上の立面図	1/200 以上	(1) 証明申請する建物の平面及び立面 (2) 各部屋の用途及び建物の最高の高さを明示（市規制規則第22条第1項）
9	その他	—	申請形態に応じて証明に必要な図書 申請者住民票の写し

2 不服申立て（法第 50 条、法第 51 条）

（不服申立て）

法第五十条 第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書若しくは第四十三条第一項の規定に基づく処分若しくはこれに係る不作為又はこれらの規定に違反した者に対する第八十一条第一項の規定に基づく監督処分についての審査請求は、開発審査会に対してするものとする。

この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に対してすることもできる。

2 開発審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から二月以内に、裁決をしなければならない。

3 開発審査会は、前項の裁決を行なう場合においては、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行なわなければならない。

4 第一項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の口頭審理については、同法第九条第三項の規定により読み替えられた同法第三十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

法第五十一条 第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない。

2 行政不服審査法第二十二条の規定は、前項に規定する処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

この条文は、開発許可等の処分又はこれに係る不作為に関する不服申立ての規定です。開発許可等の処分等に関する不服申立てについては、法第 50 条から第 51 条が、特別法として、行政不服審査法に優先して適用されます。そのため、法第 50 条第 1 項前段に掲げる事項に関する審査請求については、開発審査会に対し審査請求を行います。

開発審査会で処理することとされている理由として、特に第三者による公正な判断が必要であること、専門的な知識を必要とすること、迅速な処理を要すること等が挙げられます。

法第 50 条第 1 項で規定する開発審査会に対する審査請求の対象となる事項は次表のとおりです。

該当条項	内 容	
法第 2 9 条第 1 項若しくは第 2 項	開発行為の許可	処分若しくは不作為（法令に基づく申請に対し、相当な期間が過ぎても処分をしないこと）
法第 3 5 条の 2 第 1 項	開発行為の変更の許可	
法第 4 1 条第 2 項ただし書	形態制限を定めた場合の制限以外の建築許可	
法第 4 2 条第 1 項ただし書	予定建築物以外の建築等の許可	
法第 4 3 条第 1 項	建築等の許可	
法第 8 1 条第 1 項	上記の規定に違反した者に対する監督処分	

また、法第 50 条第 1 項前段に掲げる処分又は不作為以外のものについては、開発審査会に審査請求をすることができず、行政不服審査法に基づき行うことになります。

3 開発審査会（法第78条、令第43条）

（開発審査会）

法第七十八条 第五十条第一項前段に規定する審査請求に対する裁決その他この法律によりその権限に属させられた事項を行わせるため、都道府県及び指定都市等に、開発審査会を置く。

2 開発審査会は、委員五人以上をもつて組織する。

3 委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事又は指定都市等の長が任命する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 都道府県知事又は指定都市等の長は、委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その委員を解任しなければならない。

6 都道府県知事又は指定都市等の長は、その任命に係る委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

7 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある事件については、第五十条第一項前段に規定する審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県又は指定都市等の条例で定める。

（開発審査会の組織及び運営に関する基準）

令第四十三条 法第七十八条第八項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 開発審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定めるものとする。

二 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するものとする。

三 開発審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者。次号において同じ。）のほか、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないものとする。

四 開発審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

本条は開発審査会の組織及び運営に関して定められた規定です。

（1）開発審査会の組織

開発審査会は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関して公正な判断をすることができる者のうちから、知事又は指定都市等の長が任命した5人以上の委員によって構成されており、都道府県及び指定都市等に置くこととされています。

（2）開発審査会の権限

ア 審査請求に対する裁決

開発許可等の処分若しくはこれに係る不作為又はこれらに違反した者に対する監督処分に関する審査請求に対する裁決を行います。（法第50条）

イ 市街化調整区域における次の開発許可に関する審議

市街化区域で行うことが困難又は不適當であり、かつ、市街化を促進するおそれがないと認められるもの。（法第34条第14号、令第36条第1項第3号ホ）

ウ 区画整理事業の審議

個人施行又は組合施行の土地区画整理事業の知事認可の際の審議（土地区画整理法第9条第2項及び第21条第2項）

4 違反行為に対する罰則等（法第 80 条、法第 81 条、令第 42 条、規則第 59 条、規則第 59 条の 2）

（報告、勧告、援助等）

法第八十条 国土交通大臣は国の機関以外の施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村又はこの法律の規定による許可、認可若しくは承認を受けた者に対し、市町村長はこの法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

- 2 市町村又は施行者は、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、都市計画の決定若しくは変更又は都市計画事業の施行の準備若しくは施行のため、それぞれ都市計画又は都市計画事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

（監督処分等）

法第八十一条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者
 - 二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
 - 三 この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者
 - 四 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者
- 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- 3 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

（公告の方法等）

令第四十二条 法第五十二条の三第一項（法第五十七条の四において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項、第六十条の二第二項、第六十六条又は第八十一条第二項の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長（法第五十五条第四項の規定により、法第五十七条第二項本文の規定によ

る届出の相手方として公告された者があるときは、その者）、施行予定者又は施行者は、法第六十条の二第二項、第五十七条第一項、第五十二条の三第一項（法第五十七条の四において準用する場合を含む。）又は第六十六条の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を施行予定者が定められている都市計画施設の区域等、事業予定地、市街地開発事業等予定区域の区域又は事業地内の適当な場所に掲示しなければならない。

- 3 都道府県知事又は市長は、法第八十一条第二項の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を当該公告に係る措置を行おうとする土地の付近その他の適当な場所に掲示しなければならない。

規則第五十九条 法第八十一条第二項の公告をした場合における令第四十二条第三項の規定による掲示は、その公告をした日から十日間しなければならない。

（公示の方法）

規則第五十九条の二 法第八十一条第三項の国土交通省令で定める方法は、国土交通大臣の命令に係るものにあつては官報への掲載、都道府県知事又は市町村長の命令に係るものにあつては当該都道府県又は市の公報への掲載とする。

（1）勧告、報告、援助等（法第80条）

本条は、開発許可権者が、本法の規定による許可又は承認を受けた者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告若しくは助言をする権限について規定したものです。

本条の規定により報告若しくは資料の提出を求める相手方又は勧告若しくは助言をする相手方は、本法の規定による許可又は承認を受けた者であり、それ以外の者は対象となりません。また、報告若しくは資料の提出を求め得る事項又は勧告若しくは助言をする事項は、本法の施行のため必要な限度に限られます。

なお、本条の規定により報告又は資料の提出を求められ、それに応ぜず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、法第93条第2号の規定により処罰されることとなります。

（2）監督処分（法第81条）

許可権者は、都市計画法による命令に従わない者、承認等処分に違反した者、違反の事実を知って違反物件を譲り受けたり、使用する権利を取得した者、不正な手段により許可等を得た者等に対して、許可、承認、確認の取り消し等を行い、工事その他の行為の停止、除却、移転等正措置をとることを命ずることができることになっています。

また、監督処分に係る物件について、監督処分が行われていることが公示されることになり、その方法は標識（250頁）の設置及び公報への掲示となります。

許可等を取り消す不利益処分をしようとするとき及び許可権者が相当と認めるときにおいては、行政手続法（平成5年法第88号）第13条の規定により聴聞を行い、その他の場合には弁明の機会を付与することになります。

法律により直接命ぜられ、または法律に基づき行政庁により命ぜられた行為について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき、当該行政庁は代執行をすることができます。

5 申請手数料（太田市手数料条例）

開発許可申請等手数料

区 分	開 発 区 域 の 面 積	自 己 居 住 用	自 己 業 務 用	そ の 他	法 第 3 5 条 の 2 (変 更 許 可)
法第29条 第1項 又は 第2項 (開発許可)	0.1ha 未満	8, 6 0 0	1 3, 0 0 0	8 6, 0 0 0	①設計変更（開発区 域減を含む） 左の金額の 1/10 ②敷地増 敷地増加分に対応 した左の金額と同じ ③その他の変更 10,000 円 ④変更が①～③に重 複する場合 その合計金額 (ただし上限額 870,000 円)
	0.1 以上 0.3ha 未満	2 2, 0 0 0	3 0, 0 0 0	1 3 0, 0 0 0	
	0.3 以上 0.6ha 未満	4 3, 0 0 0	6 5, 0 0 0	1 9 0, 0 0 0	
	0.6 以上 1.0ha 未満	8 6, 0 0 0	1 2 0, 0 0 0	2 6 0, 0 0 0	
	1.0 以上 3.0ha 未満	1 3 0, 0 0 0	2 0 0, 0 0 0	3 9 0, 0 0 0	
	3.0 以上 6.0ha 未満	1 7 0, 0 0 0	2 7 0, 0 0 0	5 1 0, 0 0 0	
	6.0 以上 10.0ha 未満	2 2 0, 0 0 0	3 4 0, 0 0 0	6 6 0, 0 0 0	
	10.0 以上	3 0 0, 0 0 0	4 8 0, 0 0 0	8 7 0, 0 0 0	
法 第 4 1 条 第 2 項 た だ し 書 (建 築 面 積 の 割 合 等 の 特 例 許 可)				4 6, 0 0 0	
法 第 4 2 条 第 1 項 た だ し 書 (開 発 許 可 を 受 け た 土 地 に お け る 建 築 許 可)				2 6, 0 0 0	
法 第 4 3 条 第 1 項 (開発許可を受けた土地以外の土地における建築許可)				敷 地 面 積	
				0.1ha 未満	6, 9 0 0
				0.1 以上 0.3ha 未満	1 8, 0 0 0
				0.3 以上 0.6ha 未満	3 9, 0 0 0
				0.6 以上 1.0ha 未満	6 9, 0 0 0
				1.0ha 以上	9 7, 0 0 0
法第45条 (地位の承継承認)	開 発 区 域 面 積	自 己 居 住 用	自 己 業 務 用	そ の 他	
	1.0ha 未満	1, 7 0 0	1, 7 0 0	1 7, 0 0 0	
	1.0ha 以上	1, 7 0 0	2, 7 0 0	1 7, 0 0 0	
法 第 4 7 条 第 5 項 (開 発 登 録 簿 の 写 し 交 付)				4 7 0	

※根拠：太田市手数料条例第2条

(単位：円)

6 開発行為の許可の特例(盛土規制法みなし許可)

令和7年5月26日

(許可の特例)

第十五条 (略)

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

※特定盛土等規制区域については、第三十四条で同様に規定

(変更の許可等)

第十六条 1～4 (略)

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

※特定盛土等規制区域については、第三十五条で同様に規定

(完了検査等)

第十七条 1・2 (略)

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

※特定盛土等規制区域については、第三十六条で同様に規定

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。当初の開発許可が盛土規制法のみなし許可とされた場合は、都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出についても同様に、盛土規制法等によるものとみなされます。みなし許可となる工事は、盛土規制法に基づく以下の措置が必要となります。

【みなし許可となった場合に適用される盛土規制法の規定】

- 技術的基準(盛土規制法第13条、第31条)
都市計画法の開発許可の審査の中で、盛土規制法の技術的基準に適合していることを確認します。
➡ 「群馬県盛土規制法に関する工事の手引 55 頁、設計編、施行編」を参照
- 中間検査の受検(盛土規制法第18条、第37条)
中間検査の対象となる特定工程を含む工事の許可を受けた場合は、中間検査を受検し合格証の交付を受けなければ、次の工程に進むことができません。
➡ P.165「中間検査の概要」を参照
- 定期の報告(盛土規制法第19条、第38条)
特盛区域の許可対象規模を超える宅地造成又は特定盛土等に関する工事をする場合は、3 か月ごとに定期報告が必要です。
➡ P.166「定期報告」を参照

● 標識の掲示（盛土規制法第 49 条）

標識について、みなし許可となった場合、開発許可に係るものと盛土規制法に基づく許可に係るものの両方の標識の掲示が必要となります

➡「群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第六条 別記様式第四号」を参照

● 監督処分（盛土規制法第 20 条、第 39 条）

都市計画法の開発許可を受けた工事であっても、盛土規制法の技術的基準に適合していない場合等は、盛土規制法の監督処分及び罰則（法人重科最大 3 億円）の対象になります。

6-1 許可申請等に必要な書類

下表において次の略称を用いる。

省令・・・・・・・・宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）

細則・・・・・・・・太田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和 7 年 5 月 26 日規則第〇〇号）

図書の名称	内 容	説 明	関係条文	備考
構造計算書	☐ 擁壁の設計書 ☐ 基礎補強の計算書 ☐ 擁壁の概要	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合	省令第 7 条第 1 項 2 号	
安定計算書	☐ 土質試験等に基づく地盤の安定計算書 ☐ 土質試験等に基づく盛土全体の安定計算書	①山間部における溪流 H=15m ②崖面を擁壁で覆わない場合 ①谷埋め型大規模盛土造成地 ②腹付け型大規模盛土造成地	省令第 7 条第 1 項 3 号、第 4 号	
設計者の資格を証する書類	☐ 卒業証明書 ☐ 大学院に 1 年以上在学したことの証明書 ☐ 宅地造成技術講習会修了証書 ☐ 実務経験証明書 ☐ 資格証明書 （技術士又は一級建築士）	高さが 5m を超える擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積が 1,500m ² を超える土地における排水施設の設置を措置する場合に必要な 群馬県盛土規制法に関する工事の手引 59 頁参照	省令第 7 条第 1 項 5 号	
排水施設の設計に係る書類			細則第 6 条	
擁壁展開図	☐ 基礎の寸法 ☐ 擁壁の位置及び寸法		細則第 6 条	
擁壁の背面図	☐ 擁壁の高さ ☐ 水抜穴の位置、材料及び内径 ☐ 透水層の位置及び寸法			
崖面崩壊防止施設の断面図	☐ 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ☐ 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ☐ 崖面崩壊防止施設を設置する前 後の地盤面 ☐ 基礎地盤の土質 ☐ 透水層の位置及び寸法			
崖面崩壊防止施設の背面図	☐ 崖面崩壊防止施設の寸法 ☐ 水抜穴の位置、材料及び内径 ☐ 透水層の位置及び寸法	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること		

6-2 中間検査の概要（盛土規制法第18条）

（中間検査）

法第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 略

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第23条、第24条

（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

令第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、第三十二条で同様に規定

（特定工程等）

令第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第45条、第46条

（中間検査の申請期間）

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

（中間検査の申請）

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

政令で定められた特定工程を含む工事については、中間検査を受検する義務があります。中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手できません。みなし許可の工事も中間検査の対象になります。

- 申請の期限
工事が完了した日から4日以内です。ただし、期限となる日が休日の場合には、その翌日を期限とみなします。
- 申請書
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書（別記様式第十三）
- 工事の計画を変更する場合には、あらかじめ変更許可を受けてください。

※検査項目等は、「群馬県盛土規制法に関する工事の手引 180 頁」を参照

6-3 中間検査の手数料（太田市手数料条例）

盛土規制法第18条第1項及び第37条第1項の規定に基づく中間検査

区 分	切土又は盛土をする土地の面積	手数料の金額
盛土等規制法 第18条第1項及び 第37条第1項	0.3ヘクタール以下	3,700
	0.3ヘクタールを超え 2ヘクタール以下	5,600
	2ヘクタールを超え 4ヘクタール以下	9,400
	4ヘクタールを超え 7ヘクタール以下	16,000
	7ヘクタールを超え 10ヘクタール以下	28,000
	10ヘクタールを超えるとき	39,000

6-4 定期報告（盛土規制法第19条）

（定期の報告）

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十八条で同様に規定

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第25条

（定期の報告を要する宅地造成等の規模）

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 （略）

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 48 条～第 50 条

（定期の報告）

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 （略）

（定期の報告の期間）

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

（定期の報告の報告事項）

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

一 工事が施行される土地の所在地

二 工事の許可年月日及び許可番号

三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 報告の時点における盛土又は切土の高さ

二 報告の時点における盛土又は切土の面積

三 報告の時点における盛土又は切土の土量

四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

3 （略）

太田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 9 条

（定期の報告）

第九条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十九条第一項の規定による報告については、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記様式第一号）に、省令第四十八条第一項に規定する書類を添付して行わなければならない。

工事の実施の状況やその他主務省令で定める事項について、定期的な報告が必要です。工事の規模が次の表の記載に該当する場合に必要となります。報告は、工事着手年月日から、3 か月ごとに行って下さい。

工事種別	定期報告を要する規模
土地の形質変更	①盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの ②当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ③同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ④①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの ⑤①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3,000m ² を超えるもの

定期報告書に工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して提出することで行います。様式は市様式を使用し、報告書に記載する事項は、群馬県盛土規制法に関する工事の手引 185 頁を参照ください。

6-5 様式

(国様式)

様式第十三 中間検査申請書

※受付欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

殿

工事主 住所

氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第18条第1項
第37条第1項 } の規定による中間検査を申請します。

1 許可番号	第 号		
2 許可年月日	年 月 日		
3 工事を行っている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	中間検査合格証		
	番 号	第 号	第 号
	交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
8 備考			

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

(県様式)

様式第二十三 標識 (土地の形質変更)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

← 90 センチメートル以上 →					
↑ 70 センチメートル以上 ↓	{ 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出 } 済標識			見取図	
	1	工事主の住所氏名			
	2	許可番号	第 号		
	3	許可又は届出年月日	年 月 日		
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ	メートル		
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	8	盛土又は切土の土量	盛土		立方メートル
			切土		立方メートル
	9	工事着手予定年月日	年 月 日		
	10	工事完了予定年月日	年 月 日		
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先				
12	許可または届出担当の都道府県部局名称連絡先				
↑ 50 センチメートル以上 ↓					
					

〔注意〕

- 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

(市様式)

様式第1号(第9条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

(宛先) 太田市長

申請者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1	工事が施行される土地の所在				
2	許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
3	報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
4	報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
5	報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
6	報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
7	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				

注 1 第5回以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに7欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。